目 次

第1章	総則	1 - 1
第1節	目的	1 - 1
第2節	基本方針	1 - 2
第3節	計画の進行管理	1 - 3
第4節	計画の修正	1 - 4
第5節	防災上の配慮	1 - 5
第6節	特別防災区域の概要	1 - 6
第1	特別防災区域の指定	
第 2 第 7 節	各地区の位置、面積等 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務	1 – 6
分(即	四次関係機関、特定事業所及いての他事業所の処理すべる事務 又は業務の大綱	1 -12
第8節	防災・減災に関する調査・研究	
# 0 *	ATI 4th	0 1
第2章	組織	
第1節	防災本部	
第2節 第1	自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織 自衛防災組織	2-5
第2	共同防災組織	2 - 5
第3	広域共同防災組織	
第3節	特別防災区域協議会	
第4節	広域共同防災協議会	
第5節	防災協力体制等	
第 1 第 2	防災協力体制 防災資機材の調達	
第6節	連絡協議会	
# o *	火中 中中	0 1
	災害想定	
第1節 第1	平常時に想定される災害 陸上災害	
第2	海上災害	3 - 2
第3	航空機事故による災害	
第2節 第1	地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害 短周期地震動による災害想定 (確率的手法)	
第 1 第 2	長周期地震動による災害想定	3 - 5
第3	津波による災害想定	3 - 7
第 4 第 5	高圧ガスタンク (可燃性) の災害想定	
第6	各地区の想定災害のまとめ	3 -16
第7	連鎖と複合の考え方に基づいた被害想定シナリオ案	3-19
第4章	災害予防対策	4 - 1
第1節	平常時における災害予防対策の推進	4 - 1

第1	陸上災害予防対策の推進	-	_
第 2	海上災害予防対策の推進		
第3	航空機事故予防対策の推進	4-	5
第2節	自然災害予防対策の推進	$4 - \frac{1}{2}$	7
第1	地震災害予防対策	$4 - \frac{1}{2}$	7
第 2	津波災害予防対策		
第3	液状化対策		
第4	その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策	4 - 1	0
第3節	防災施設・資機材等の整備	4 - 1	1
第1	特定事業者及びその他事業者の対策	4 -1	1
第 2	防災関係機関の対策		
第4節	防災教育及び防災訓練の実施	<i>∆</i> −1	2
第1	防災教育		
第 2	防災訓練		
N1 2	DJ DC B/HDK		
第5章	災害応急活動	5 - 1	1
第1節	防災体制	5 —	1
第1	防災本部		
第2	現地本部		
第3	防災関係機関、特定事業所	5 —	7
第2節	異常現象の通報及び災害情報の収集伝達	5 —1	11
第1	特定事業所の措置		
第 2	消防機関等の措置		
第3	防災本部の措置		
第4	災害応急措置の概要等の報告		
第3節	気象予警報等の伝達		
第4節	平常時における災害応急活動		
第1	陸上災害応急活動		
第 2	海上災害応急活動		
第3	航空機事故による災害応急活動		
第5節	自然災害応急活動		
第1	地震災害応急活動		
第 2	津波災害応急活動		
第3	その他の異常な自然現象により生じる災害の応急活動		
第6節	災害通信応急活動		
第1	無線通信設備による通信連絡		
第2	通信手段の確保	5 - 2	3 9
第7節	災害広報	5 - 3	30
第1	実施機関	5 - 3	30
第2	広報事項	5 - 3	30
第3	広報手段	5 - 3	31
第8節	避難誘導	5 - 5	32
第1	避難誘導		
第 2	警戒区域の設定		
第9節	救助・救急活動		
第10節	医療救護活動		
第1	医療救護活動に関する府の組織体制	5 - 3	36

第 2 第 3 第 4 第 5	医療情報の収集・提供活動	5 - 5 -	- 36 - 38
第6	個別疾病対策		
第11節	交通規制・緊急輸送活動		
第 1 第 2	交通規制 ······ 緊急輸送活動 ····································		
第12節	自衛隊の災害派遣		
第1	知事の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第 2 第 3	要請を待ついとまがない場合の災害派遣		
第 4	派遣部隊の活動	5 -	- 4 4
第 5	撤収要請		
第 13 節	災害時における防災関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請	5 -	- 4 0
第6章	公共施設の災害復旧	6 -	- 1
第7章	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置	7 -	_ 1
第1節 第1	総則目的		
第 1 第 2	防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の	7 -	- 1
	処理すべき事務又は業務の大綱		
第2節	組織	-	_
第3節 第1	地震・津波防災上必要な予防対策 特定事業所及びその他事業所の措置	7 -	- 3
第2	防災関係機関の措置		
第3 第4	防災教育及び訓練に関する事項 啓発及び広報に関する事項		
第4節	地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項		
第5節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項		
第1	津波からの防護のための施設の整備等	7 -	- 6
第 2 第 3	津波に関する情報の伝達等 津波からの円滑な避難の確保		
第6節	地震・津波発生時の応急対策		
第1	特定事業所及びその他事業所の措置	7 -	- 9
第2	防災関係機関の措置	7 -	- 9
付 編	東海地震の警戒宣言に伴う対応	付-	- 1
第1節	総則		
第 1 第 2	目的		
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	付-	- 2
第 1 第 2	東海地震注意情報の伝達 警戒態勢の準備		
第3節			
第1	東海地震予知情報等の伝達		

	第2 第3	警戒態 海上警	ミ勢の確立 ・ ・ ・ ・ 交通対第	ਰੋਂ			 ·················	† - 3 † - 4
<u>۔</u>	. 						4	
奓	考資料							
	参考資				告に係る様式及			
	参考資				計画」第1期対策			
	参考資				第2期対策計画(平成			
	参考資	–			等防災本部条例	•	_	
	参考資	料 5	大阪府石油コ	コンビナート	等防災本部運営	営要綱	 参 5	5 - 1